

東京都市計画 第一種市街地再開発事業の決定（品川区決定）

都市計画 武蔵小山駅前通り地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		武蔵小山駅前通り地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積		約 0.7 ha					
公共施設の 配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考	
		区画道路	区画道路 1 号	幅員 4.2～4.3m (8.0～8.6m)、延長 約 33m		既存 () は区域外を含む全幅員を示す	
			区画道路 2 号	幅員 8.0m、延長 約 124m		拡幅	
			区画道路 4 号	幅員 8.0m、延長 約 49m		拡幅及び付替え整備	
	広 場	広 場	広場 2 号	面積 約 250 m ²			
			広場 3 号	面積 約 85 m ²			
建築物の整備		建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途		建築物の高さの限度	備 考
		約 3,280 m ²	約 51,400 m ² (約 35,200 m ²)	住宅、店舗、公益施設		GL+145m (塔屋を含む)	
建築敷地の整備		建築敷地面積	整 備 計 画				
		約 5,420 m ²	・ 敷地西側に、広場状空地（面積約 280 m ² ）を整備し、賑わいの創出を図る。 ・ 敷地東側に、隣接する広場状空地と一体となる広場状空地（面積計約 450 m ² ）を整備し、快適な居住環境の形成、憩いの場の創出を図る。 ・ 敷地内を貫通する歩行者通路を整備し、地区内の歩行者の回遊性の向上を図る。 ・ 道路境界から壁面を後退させ、歩道状空地を整備し、歩行者の利便性、安全性の向上を図る。				
住宅建設の目標			戸 数	面 積	備 考		
			約 410 戸	約 41,200 m ²	駐車場、駐輪場を除く		
参 考			再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり				

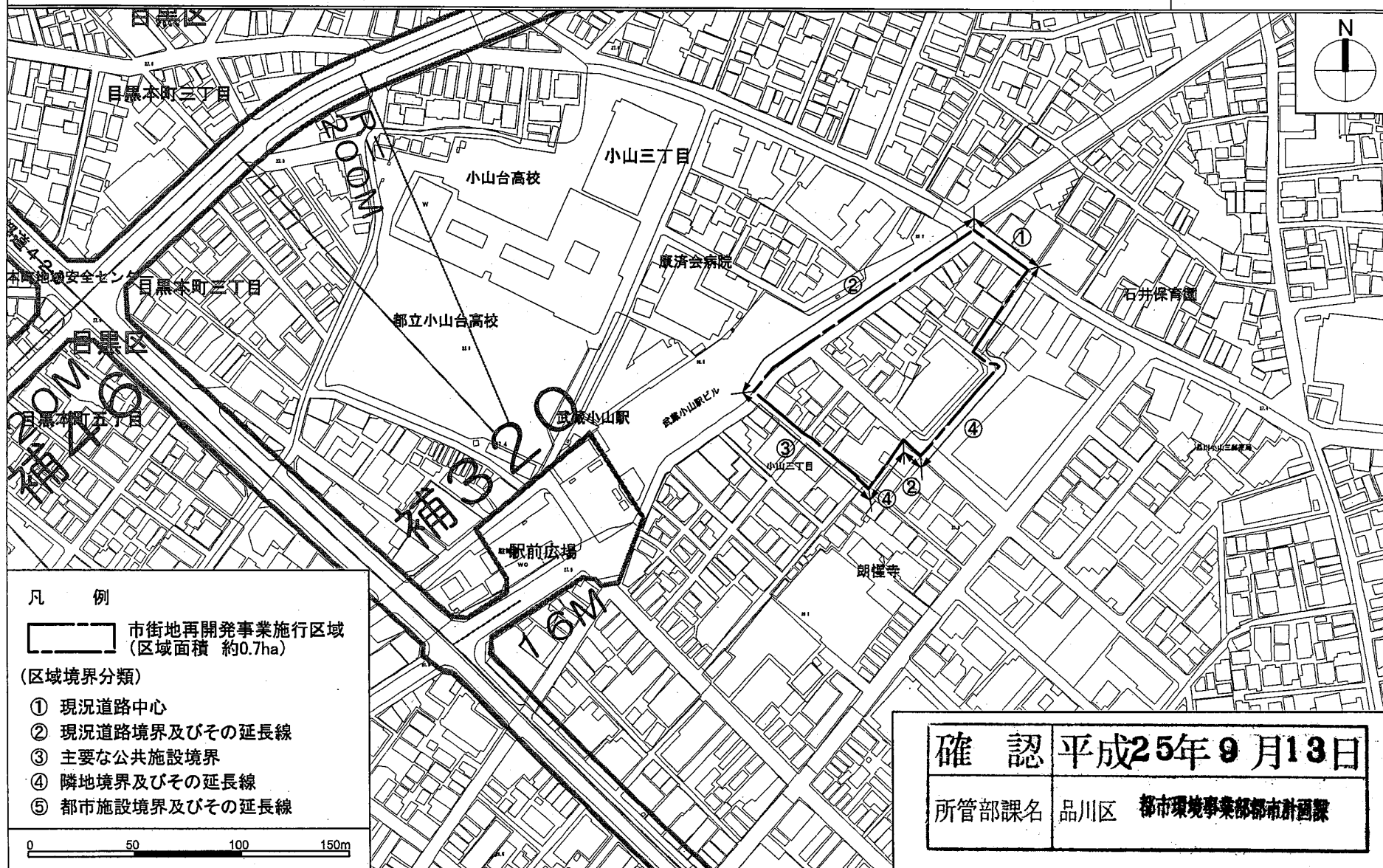
「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：品川区の西の玄関口としてふさわしい魅力ある駅前の複合市街地の形成を目標として、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画 第一種市街地再開発事業
武蔵小山駅前通り地区第一種市街地再開発事業

計画図 1 施行区域図

〔品川区決定〕

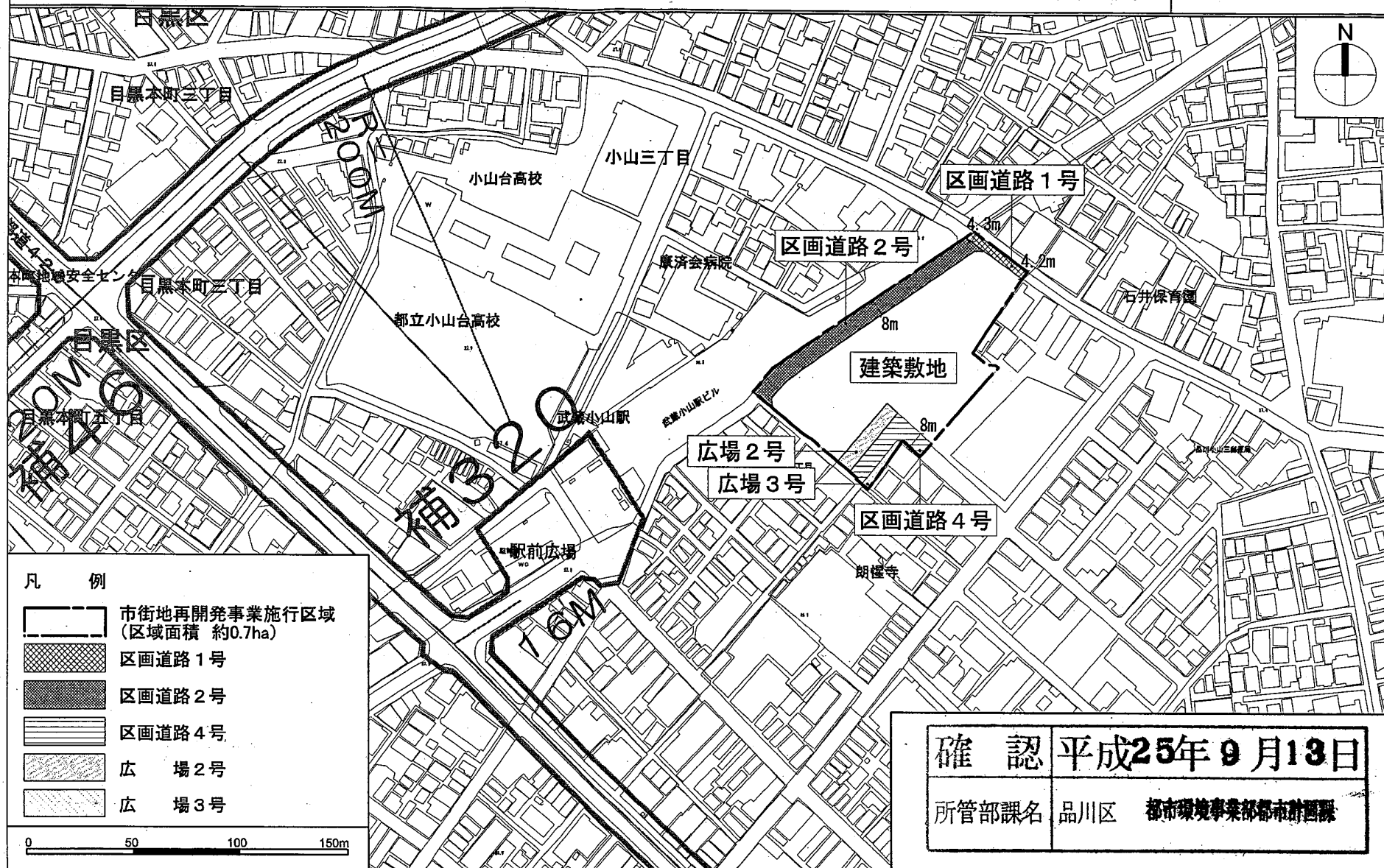


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 25 都市基交測第 6 号、平成 25 年 5 月 9 日、(利用承諾番号) MMT 利許第 019 号-28、平成 25 年 5 月 9 日
この背景の地形図は、東京都都市整備局と㈱ミッドマップ東京が著作権を有しています。— 2 —

東京都市計画 第一種市街地再開発事業
武蔵小山駅前通り地区第一種市街地再開発事業

計画図 2 公共施設配置図

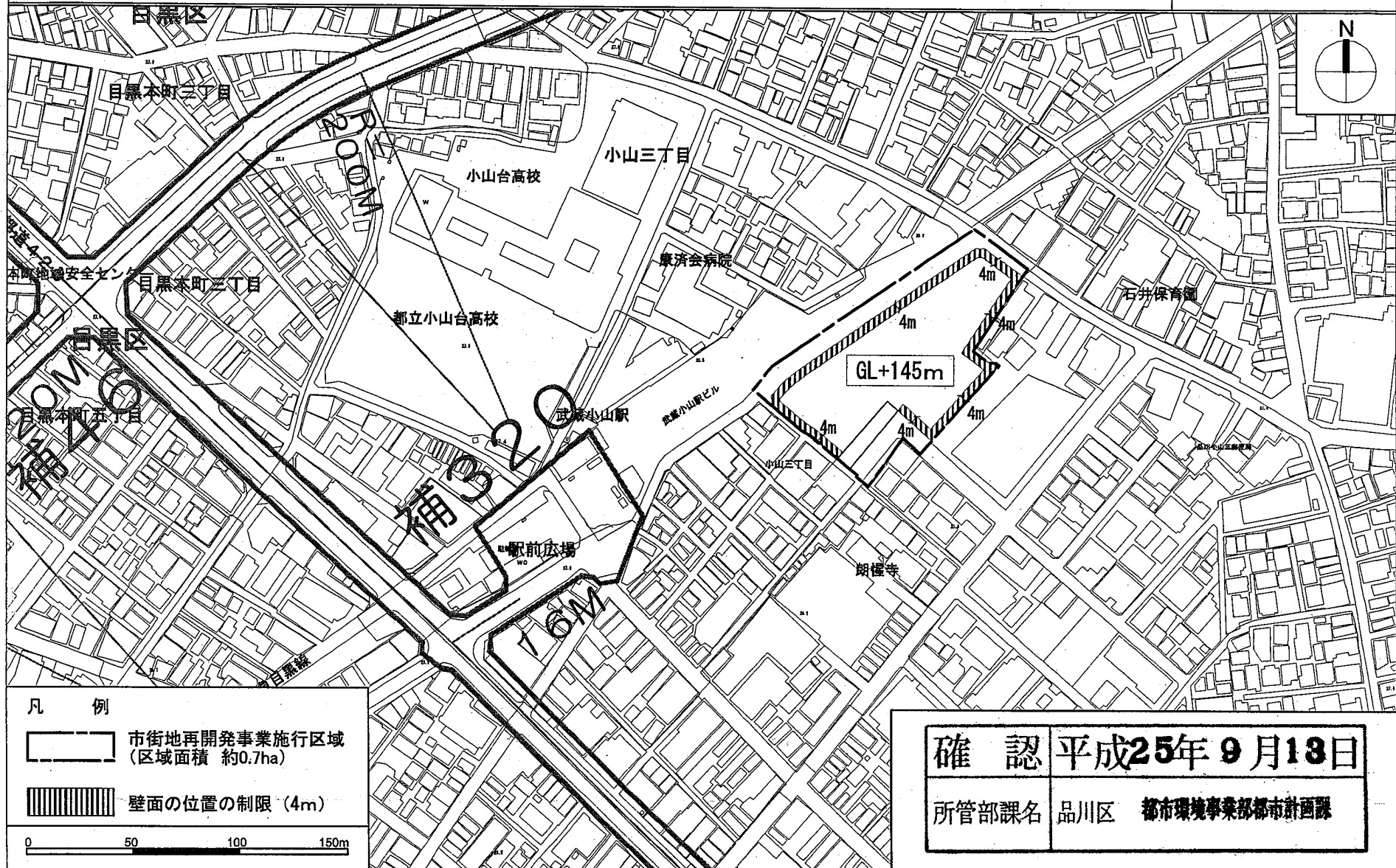
[品川区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 25 都市基交測第 6 号、平成 25 年 5 月 9 日、(利用承諾番号) MMT 利許第 019 号-28、平成 25 年 5 月 9 日
この背景の地形図は、東京都都市整備局と㈱ミッドマップ東京が著作権を有しています。- 3 -

東京都市計画 第一種市街地再開発事業
武蔵小山駅前通り地区第一種市街地再開発事業

計画図 3 建築物の高さの制限
及び壁面の位置の制限 [品川区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画の計画図から転記したものである。
無断複製を禁ず。 (承認番号) 25 都市基交測第 6 号、平成 25 年 5 月 9 日、(利用承諾番号) MMT 利許第 019 号・28、平成 25 年 5 月 9 日
この背景の地形図は、東京都都市整備局と㈱ミッドマップ東京が著作権を有しています。 - 4 -